

福井県小浜漁港指定管理施設指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

福井県小浜漁港指定管理施設（以下、「小浜漁港指定管理施設」という。）は、小浜漁港において、漁船との利用調整を図って、一定数のプレジャーボート等（スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、遊漁船その他の船舶をいう。）の停けい泊を認めることを目的に、平成11年9月に福井県が設置した公の施設です。

平成15年6月の地方自治法一部改正により、多様化する住民の方のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が設けられました。

指定管理者制度は従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者等の団体も議会の議決を経て公の施設の管理を行う指定管理者になることができます。

「福井県漁港管理条例」（昭和41年福井県条例第40号）の規定に基づき、平成18年4月から小浜漁港指定管理施設に指定管理者制度を導入し、5年ごとの期間で指定管理者を指定しており、このたび令和8年4月から令和13年3月までの小浜漁港指定管理施設の管理を行う事業者を募集することとしました。

2 施設の概要

(1) 概要

名 称	福井県小浜漁港指定管理施設		
所在地	福井県小浜市小浜塩竈～甲ヶ崎		
施設概要			
番号	指定管理施設名	係留隻数	係留形式
①	清滝護岸	12隻	縦付け
②	津島栈橋	38隻	縦付け・横付け
③	津島第1護岸	15隻	横付け
④	津島第2護岸	5隻	横付け
⑤	津島第3護岸	5隻	横付け
⑥	津島第4護岸	12隻	縦付け・横付け
⑦	津島波除堤	3隻	横付け
⑧	川崎西護岸	5隻	横付け
⑨	川崎南護岸	5隻	横付け
⑩	川崎波除堤	26隻	縦付け
⑪	西津船留防波堤	4隻	横付け
⑫	塩釜泊地	3隻	
⑬	甲ヶ崎泊地	15隻	
合 計		148隻	

※船舶の大きさ、係留形式により係留隻数が増減する場合があります。

上記の施設には、係留設備および附属施設を含みます。

(2) 設置目的

小浜漁港では以前から漁船以外の船舶の利用が多いことから、漁船との利用調整を図って一定数のプレジャーボート等の停けい泊を認めることにより、漁港の機能と秩序を維持することを目的として、小浜漁港指定管理施設を設置しています。

3 指定管理者の業務

(1) 指定管理者の業務

- ア 小浜漁港指定管理施設の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- イ 小浜漁港指定管理施設の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- ウ 小浜漁港指定管理施設の維持管理に関する業務
- エ 小浜漁港指定管理施設の設置目的を達成するための施設の適正な利用促進に関する業務
- オ 前4号に掲げるもののほか、小浜漁港指定管理施設の管理に関し知事が必要と認める業務

(2) 留意事項

- ア 業務の詳細は「福井県小浜漁港指定管理施設管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）記載のとおりとします。
- イ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。
指定管理者の業務にかかる外部委託の考え方等については、「8 事業計画書」に基づき明らかにしてください。
- ウ 護岸の占用許可等の行政財産目的外使用許可にかかる事務は福井県が行いますので、指定管理者の業務には含まれません。
- エ 指定管理者の業務を行う場合は、小浜漁港指定管理施設が指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット等に指定管理者名を表示することとします。

(表示例)

福井県小浜漁港指定管理施設は、福井県が設置し、公募の結果により指定管理者の指定を受けた △△△△（団体名）が管理運営を行っています。

△△△△

福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課

□□市□□0-000 0000-00-0000

小浜市遠敷 1-101 0770-56-5903

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

5 管理に要する経費

小浜漁港指定管理施設は利用料金制を採用しているため、小浜漁港指定管理施設の施設利用にかかる利用料金その他の収入（目的外使用許可にかかる行政財産使用料を除く）は指定管理者自らの収入とすることができます。

指定管理者は、小浜漁港指定管理施設の管理にかかる収入見込額から支出見込額を差引いた額を下限とし、事業計画書において提案のあった金額に基づき、福井県と指定管理者で締結する協定書で定める額を、福井県へ納付していただきます。

ア 福井県への年間納付額 4, 232千円以上（消費税および地方消費税額を含む）

上記金額は、収入見込額 10, 260千円から支出見込額 6, 028千円を差引いた額です。

イ 特別な事情がある場合を除き、福井県は指定管理者に対し施設管理に係る費用の負担をいたしません。

ただし、下記のような特別な事情がある場合は、双方協議により変更できることとします。

- ・事故または自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき
- ・福井県の施策として、小浜漁港指定管理施設にかかる業務の変更または新たな業務の実施の必要があるとき

ウ 納付金の納付方法および時期については、福井県と指定管理者で締結する協定で定めることとします。

指定管理業務にかかる経費および収入の経理は、団体の他の業務にかかる経理と区分し、明確に管理してください。

6 消費税の取扱い

事業計画書で提案する金額の消費税および地方消費税は10%で計算してください。税率の変更があった場合、利用料金の変更等を協議することとします。

7 申請に関する事項

(1) 申請資格

次のアからエまでの要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

ア 福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであること

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと

エ 国税または地方税を滞納していないものであること

(2) 申請資格についての留意事項

- ア 団体については、法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象となりません。
- イ 複数の団体により構成されたグループによる申請も可能とするが、その場合、グループ内の出資割合、グループ内での費用負担割合等によりグループを代表とする団体をあらかじめ定めることとし、その代表団体は福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであることとします。
また、代表団体、構成団体を変更することは原則として認めません。
- ウ グループの構成団体は、他のグループの構成員になることはできません。また単独での申請もできません。
- エ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。申請の時点で設立されていることを要しませんが、福井県議会での指定の議決を受けるまでに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を必ず提出してください。

(3) 選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書等を提出した場合
- イ 申請者および申請書の代理人ならびにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、選定委員会委員に個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽または不正があった場合
- エ 受付期限までに提出書類が整わなかった場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- カ その他不正な行為があった場合

(4) 募集要項および仕様書等の配布

- ア 配布期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日
- イ 配布時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 配布場所 福井県農林水産部水産課
福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課
福井県ホームページの次のアドレスからダウンロードすることもできます
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/suisan/obamashitei.html>

(5) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（漁港漁場整備法施行細則（平成12年福井県規則第66号）様式第28号）
- イ 小浜漁港指定管理施設の管理の業務に関する事業計画書（下記「8 事業計画書」による）
- ウ 定款もしくは寄付行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度の前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）

- オ 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
- カ 役員の氏名、住所および略歴等を記載した書類（別紙様式1による）
- キ 小浜漁港指定管理施設の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

（6）現地説明会

施設名	小浜漁港指定管理施設
開催日時	第1回令和7年8月29日(金)午後1時30分から午後4時30分まで 第2回令和7年9月24日(水)午後1時30分から午後4時30分まで
集合場所	福井県嶺南振興局 4階会議室
内 容	① 募集要項および仕様書等の説明 ② 小浜漁港指定管理施設の視察
申込方法	開催日の1週間前の日 午後5時までに、別紙申込書（様式）により 申込んでください。（郵送、FAX、電子メール可）
申込先	福井県農林水産部水産課
その他	申請予定者は原則として出席してください。 出席されない場合でも、説明会での説明事項はすべて理解されたものとみなします。

（7）関係資料の閲覧

- ア 閲覧期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日
- イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 閲覧場所 福井県農林水産部水産課
福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課

（8）募集に関する質問

- ア 受付期間 現地説明会開催日の翌営業日から土日を含む1週間後の日までの平日
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付方法 別紙質問票（様式）により福井県農林水産部水産課まで提出してください。
（郵送、FAX、電子メール可）
- エ 回答方法 質問者、現地説明会出席者および希望者に対しFAXまたは電子メールにより
質問受付終了日から10日後の日までに回答します。ただし、軽微な質問については口
頭により回答する場合があります。

（9）提出書類の受付

- ア 受付期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 福井県農林水産部水産課まで持参、もしくは電子メールで提出してください。
電子メール後、電話でメールを送った旨の連絡を水産課にしてください。（郵送の場合
は必ず書留とし、令和7年10月6日（月）午後5時必着とします。）
- エ 提出部数 正本1部 副本1部

(10) 申請にあたっての留意事項

- ア 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)、「福井県漁港管理条例」(昭和41年福井県条例第40号)、「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」(平成12年福井県規則第66号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」(平成11年福井県条例第1号)、「福井県財務規則」(昭和39年福井県規則第11号)、「福井県指定管理者制度基本条例」(平成18年福井県条例第3号)その他関係法令等の規定をすべて理解した上で申請してください。
- イ 提出後の提出書類の変更は認められません。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- ウ 申請に要する経費(申請者が面接審査に要する経費を含む。)はすべて申請者の負担とします。
- エ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、情報公開の請求に応じて応募書類等の情報公開を行う場合があることを理解した上で申請してください。
- オ 提出書類は返却しません。

8 事業計画書

別紙様式2により作成してください。用紙はすべてA4縦型とし、必要により図面、資料の添付も可能とします。

9 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者候補者の選定は、福井県漁港管理条例第22条各号に掲げる以下の基準に基づき行います。

- ア 県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 指定管理施設の効用を発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 指定管理施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- エ 前三号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則(漁港漁場整備法施行細則第10条)で定める基準

(2) 選定の方法

複数の外部の有識者等により構成する指定管理者(候補者)選定委員会を設置し、提出された事業計画書等に基づき指定管理者の候補者を選定します。委員会は非公開とします。

- ア 書類審査 提出書類に基づき、応募資格、事業計画書等を書類審査します。
書類審査の結果は、令和7年10月10日(金)までに通知します。
- イ 面接審査 書類審査の後、申請にかかる提案内容についての面接審査を実施します。
(令和7年10月下旬実施予定 別途通知します。)
- ウ 選定結果 選定の結果は、申請者全員に書面により通知するとともに公表します。

(3) 審査項目等

選定にあたっては、(1)の選定の基準に基づき、県民の平等利用の確保、管理運営事業の計画内容、管理に要する費用、人的・物的な管理能力などの項目を審査し、総合評価により指定管理者の候補者を決定します。

1団体のみの申請であった場合は全体点数の6割を下限值とします。この点数を下回った場合は、不選定となります。

審査基準および配点は次のとおりとします。

審査基準	審査項目	配点
1 県民の平等利用の確保	①県民の平等な利用が確保され、一部の者に対して不当に利用を制限、または不適當に優遇するものでないか	必須 (確保されないと認める場合は失格)
2 施設の効用の発揮	①事業の内容は、小浜漁港指定管理施設の設置目的や業務に沿うものであるか ②利用者のサービス向上のための取組み内容は優れているか ③施設の適正な利用促進のための取組み内容は優れているか ④利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ⑤利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ⑥新たな企画提案（自主事業）の有無、内容	30
3 管理の経費の縮減	①管理経費にかかる県の収入額（提示額） 申請者の提示額①と、最も高額の提示を行った申請者の提示額②により算出 ◎申請者の得点＝30点×①／②（小数第2位を四捨五入）	30
4 管理を安定して行う能力	①人的能力(管理運営組織、人員配置等)は優れているか ②物的能力は優れているか ③申請者の実績 ④申請者の安定性、信頼性 ⑤業務全般に対する取組み姿勢	40
	合 計	100

10 指定管理者の指定

- (1) 選定委員会で候補者を選定した後、令和7年12月福井県定例議会の議決を得て指定管理者として指定されます。
- (2) 指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- (3) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、または協定の締結までに財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合は、県議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

1 1 協定の締結

指定管理者として指定された後、管理にかかる詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者と福井県との間で協定を締結します。

(1) 基本協定の締結

ア 指定期間全体（５年間）を通じての基本的な事項を定める基本協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 指定期間
- ・ 管理の業務に関する基本的な事項
- ・ 管理経費に関する基本的な事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 指定の取消しおよび業務の停止に関する事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項

(2) 単年度協定の締結

ア 基本協定に加え、年度ごとに単年度協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 当該年度の管理業務に関する事項
- ・ 当該年度の管理経費の額に関する事項

1 2 県と指定管理者の責任分担

(1) 県と指定管理者の責任分担は別途協定により定めますが、基本方針は次のとおりです。

項 目	指 定 管理者	県	備 考
小浜漁港指定管理施設の運営管理（苦情対応、広報等含む）	○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設、設備の利用許可	○		
利用料金の収入	○		
利用料金の減免承認	○		知事の承認を得たものに限る
行政財産の目的外使用許可		○	
施設、設備の修繕（下記以外のもの）		○	
〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	○		
〃（事故防止のための応急的なもの）	○		
物品の購入 （1件当たりの見積額が10万円以上のもの） （1件当たりの見積額が10万円未満のもの）	事前協議 ○	事前協議	
施設利用者等への損害賠償（下記以外のもの）	協議事項	協議事項	
〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	○		
利用者賠償保険への加入	○		
災害時の対応（連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○		
〃（指揮、指示等、本格復旧）		○	
物価等の変動	○		光熱水費等
需要の変動	○		利用者減少等
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

1 3 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となる恐れが生じた場合、管理運営業務が業務要求水準を満たしていない場合、または利用者が施設を利用する上で明らかに不適切と認められる状況にある場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができる。

この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができる。

(2) 指定管理者が協定締結までに次の事項に該当するに至った場合、福井県は指定管理者の指定を取り消すことができます。

ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合

ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

- (3) 上記(1)または(2)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければなりません。
- (5) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

1 4 その他

- (1) 指定管理者は、令和8年4月1日から指定管理者の業務を円滑に遂行できるよう、自らの責任および負担において人的、物的体制を整備してください。
- (2) 令和8年4月1日までに申込みのあった利用や実施が決定している事業については、現在の管理受託者から原則として引き継いでください。
- (3) 指定期間終了または指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障が生じないよう円滑な引継ぎに協力するとともに、業務にかかる必要データ等の提供をしていただきます。

(4) 担当およびお問い合わせ先

福井県農林水産部水産課漁港漁村グループ

〒910-8580 福井市大手3-17-1

電話 0776-20-0440

FAX 0776-20-0653

メール suisan@pref.fukui.lg.jp

福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課

〒917-0241 小浜市遠敷1-101

電話 0770-56-5903

FAX 0770-56-9023

メール rinsui@pref.fukui.lg.jp